

平成 25 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回理事会議事録

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 14 日 (金) 14 時から 16 時まで
- 2 会 場 新宿区大久保 3-1-2 新宿区立新宿コズミックセンター5 階 中研修室
- 3 出席者 理事現在数 12 名 定足数 7 名
- [理事出席者]
理事長 永木 秀人 副理事長 加賀美 秋彦 常務理事 杉原 純
理事 酒井 敏男 理事 岡田 芳朗 理事 佐藤 洋子
理事 白井 裕子 理事 新田 満夫 以上 8 名
- [監事出席者]
監事 神津 信一 監事 名倉 明彦 監事 小柳 俊彦 以上 3 名
- [会計監査人出席者]
会計監査人 太陽 A S G 有限責任監査法人
並木 健治、土居 一彦、登坂 秀明、村杉 健二 以上 4 名
- [同席者]
主幹 鯨井 庸司 事務局次長 諏訪 丹美
- 欠席者 [理事欠席者]
理事 清水 敏男 理事 武井 正子 理事 原田 宗彦
理事 平田 達 以上 4 名

4 議題

(1) 議事事項

- 議案第 1 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会委員の委嘱について
議案第 2 号 平成 25 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回評議員会の招集について
議案第 3 号 平成 24 年度事業報告及び計算書類等について
議案第 4 号 公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正について
議案第 5 号 平成 25 年度事業計画及び収支予算の補正について
議案第 6 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦について
議案第 7 号 公益財団法人新宿未来創造財団 平成 24 年度業績係数について

(2) 今後の理事会・評議員会の予定について

理事全員の任期満了に伴う理事長及び副理事長並びに常務理事の選定とその対応について

(3) 報告事項

①規則の改正について

- ①-1 平成 25 年 4 月 1 日改正
(ア) 職員就業規則
(イ) 契約職員就業規則
(ウ) パートタイム労働者就業規則
(エ) 人事評価実施規則
(オ) 職員給与規則

- (カ) 旅費規則
- (キ) 安全衛生及び健康管理規則
- (ク) 職員の再雇用に関する規則
- ①ー2 平成25年6月1日改正
 - (ア) 印章取扱規則
 - (イ) 職員就業規則
 - (ウ) 契約職員就業規則
 - (エ) パートタイム労働者就業規則
 - (オ) 職員給与規則

- ②公益目的事業の種類の変更について
- ③財団経営計画の進捗状況について
- ④第12回 新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンについて
- ⑤地域スポーツ・文化事業における事故について
- ⑥新宿文化センターにおける個人情報漏えいについて
- ⑦財団職員の逮捕について
- ⑧その他

5 定足数の確認

理事現在数 12 名中 8 名の出席があり、理事会運営規程第 7 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

6 議事の経過の概要及び結果

定款第 34 条の規定に基づき、永木理事長が議長となり、本会議の開会を宣し、議事に入った。

(1) 議案第 1 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会委員の委嘱について

杉原常務理事より議案第 1 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

(2) 議案第 2 号 平成 25 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回評議員会の招集について

杉原常務理事より議案第 2 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

(3) 議案第 3 号 平成 24 年度事業報告及び計算書類等について

杉原常務理事より議案第 3 号について、資料に基づき説明が行われた。説明後、議長の求めに応じて、会計監査人より収支決算がすべての重要な点において適正に表示され、公益法人会計の基準に準拠し、公益認定関係書類と整合して作成されているものであることが報告された。

続いて、名倉監事より事業及び収支会計に関する監査の結果が適正であったことの報告があった。

その後、質疑が行われ議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

(4) 議案第 4 号 公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正について

杉原常務理事より議案第 4 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

席者全員一致で可決した。

(5) 議案第 5 号 平成 25 年度事業計画及び収支予算の補正について

杉原常務理事より議案第 5 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

(6) 議案第 6 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦について

杉原常務理事より議案第 6 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

(7) 議案第 7 号 公益財団法人新宿未来創造財団 平成 24 年度業績係数について

杉原常務理事より議案第 7 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

7 今後の理事会・評議員会の予定について

諏訪事務局次長より資料に基づき説明が行われた後、退任する理事より挨拶があり、質疑が終了した。

8 報告事項

①規則の改正について

①-1 平成 25 年 4 月 1 日改正

- (ア) 職員就業規則
- (イ) 契約職員就業規則
- (ウ) パートタイム労働者就業規則
- (エ) 人事評価実施規則
- (オ) 職員給与規則
- (カ) 旅費規則
- (キ) 安全衛生及び健康管理規則
- (ク) 職員の再雇用に関する規則

①-2 平成 25 年 6 月 1 日改正

- (ア) 印章取扱規則
- (イ) 職員就業規則
- (ウ) 契約職員就業規則
- (エ) パートタイム労働者就業規則
- (オ) 職員給与規則

諏訪事務局次長より資料に基づき説明が行われた。これらの報告事項について質疑はなかった。

②公益目的事業の種類の変更について

諏訪事務局次長より資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。

③財団経営計画の進捗状況について

鯨井主幹より資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。

④第12回 新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンについて

諏訪事務局次長より資料に基づき説明が行われた。この報告事項について、その後質疑が行われ、質問が出された。

⑤地域スポーツ・文化事業における事故について

⑥新宿文化センターにおける個人情報漏えいについて

⑦財団職員の逮捕について

諏訪事務局次長より⑤～⑦について資料に基づき説明が行われた。これらの報告事項について質疑が行われ、意見が出された。

以上で議事を終了し、閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した理事長及び副理事長並びに監事は次のとおり署名する。なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成25年 6月14日

理事長 永 木 秀 人

副理事長 加賀美 秋 彦

監事 神 津 信 一

監事 名 倉 明 彦

監事 小 柳 俊 彦

平成 25 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回理事会
議事録

平成 25 年 6 月 14 日

○永木理事長 これより議事に入らせていただきます。議案第1号、公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会委員の委嘱について、事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 それでは、質疑に入らせていただきます。ご意見等ございます方はよろしくお願ひ申し上げます。特にご発言がないということで、質疑を終了させていただきます。ただいまの第1号議案について、原案どおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 異議なしということで、原案どおり決定させていただきます。続きまして、議案第2号、平成25年度公益財団法人新宿未来創造財団第1回評議員会の招集についてを議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 説明が終わりました。ご意見等ありましたらよろしくお願ひ申し上げます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。それでは、議案第2号につきましては、原案どおり決定することとさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成24年度事業報告及び計算書類等について、議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 それでは、引き続きまして、会計監査人をお願いしております太陽A S G有限責任監査法人からご報告をお願いいたします。

○並木会計監査人 それでは、今ご説明がありました計算書類のその下のほうです。283ページに私ども太陽A S G有限責任監査法人の監査報告書がございます。この内容をご説明させていただきます。日付は5月28日付で提出をいたしました。

この監査報告書ですけれども、財務諸表監査という部分と財産目録に対する意見というふうに大きく二区分に分かれてございます。

まず、前半の財務諸表監査というところでございます。パラグラフが4つに分かれてございます。最初のパラグラフは監査の対象を示してございます。今、ご説明のありました貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記というところが監査の対象でございます。

2つ目のパラグラフは、財務諸表等に対する理事者の責任、それから3つ目が私ども監査人の責任ということで記してございます。

結論の部分についてご報告をさせていただきます。4つ目のパラグラフ、監査意見というところでございます。当監査法人は、上記の財務諸表等が我が国において一般に公正妥当と認められる

公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る機関の財産、損益、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるということでございます。

次に下の財産目録に対する意見につきまして、ご報告させていただきます。これも4つ分かれてございます。4つ目の結論のところをご報告させていただきます。財産目録に対する監査意見というところでございます。

当監査法人は、上記の財産目録が我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

この監査報告書の全体の様式等は、私どもの公認会計士協会が定める表示のひな形によっており、特に限定事項のない無限定の適正意見ということになってございます。

以上でございます。

○永木理事長 続きまして、平成24年度事業報告及び計算書類等に関しまして、監査報告を、名倉監事をお願いします。

○名倉監事 それでは、24年度の公益財団法人新宿未来創造財団監事監査の報告をさせていただきます。今の次のページ、285ページをお開きいただきたいと思います。

ここに監査報告が載っております。私たち監事3名は、去る5月31日に財団監事監査規程第6条に定める監査事項について、理事会その他重要な会議に出席をしまして、理事及び使用人から業務の執行状況について報告を受け、また必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を監査いたしました。

また、24年度事業実績報告書及び計算書類並びに附属明細書等を受領いたしまして、これらの書類について監査を実施いたしました。1番のところに監査の方法、その内容等、記載がございます。

まず、事業の執行につきましては、事業が法令及び定款等に従い、適正に実施されていることを認めます。そして理事の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。それから会計の種類及び財務の管理につきましては、会計原則に基づく処理がなされておりまして、計算書類に表示された金額を適正とする会計監査人の監査報告書を正当であると認めます。

次のページです。287ページをお開きください。24年度の下半期資金運用業務状況報告をさせていただきます。財団資金運用規程第9条第3項におきまして、理事会は少なくとも年2回または必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとして規定されております。これに基づきまして、24年度下半期の資金運用業務状況について、ご報告させていただきます。現在、運用中の資金であります定期預金、債権につきまして、通帳、それから金融機関等の発行する残高証明書等に基づきまして、その運用状況を確認いたしました。その結果、規程の合った適切な資金運用業務が行われているということを確認いたしました。

以上でございます。

○永木理事長 ありがとうございます。ただいま、ご報告をさせていただきましたが、これから質疑に入らせていただきます。議案第3号につきまして、ご意見、ご質問のある方、よろしくお願ひ申し上げます。

○酒井理事 人件費のところは3,000万円増で、実績に基づいているとのことだが、なぜ増えたかを、簡単に説明してもらえますか。

○諏訪事務局次長 この実績でございますが、まず固有職員が1増となっており、これで800万ほどの増となっております。

あと、契約職員につきまして、昇給等人数が増えたことにより、500万円ほどの増となっております。

また、指定管理、それから特に放課後子どもひろばにつきましては、昨年度内容を充実するというので、特に子どもの人数の多い学校についてパート職を多くしました。

それから指定管理、受託ともにパート職員の研修機会を多くしたことで、2,200万ほどパート職員の人件費が増えているのが実態でございます。

○永木理事長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○白井理事 268ページの正味財産増減計算書の件でお聞きいたしますが、先ほど委託費の増額について、今年、コンサルタントに委託した事業費用というご説明があったと思うのですが、この事業というのはどういうものなのか。10ページとか11ページに該当する事業があれば、それを見てご説明いただければと思います。

○鯨井主幹 委託料の増でございますけれども、経営コンサルタントに990万円ほど、これが今、皆さんのお手元にお渡ししています経営計画の策定に係わる調査経費でございます。それからファシリテートの資料、そういった内容で経営コンサルタントを活用させていただいたということでございます。

○杉原常務理事（事務局長） 10ページ、11ページの表ですと、11ページの事業費の1,000万円増の4番目にあります財団経営のところ、経営計画作成のために増になったと紹介しております。

○白井理事 委託費の増が前年度から見て、268ページの正味財産増減計算書だと3,748万増になっていますが、そのうちの約1,000万円はその経営コンサルタント、それ以外の委託はどうなっていますか。

○諏訪事務局次長 大きなところは、その経営計画のコンサルタントですが、あと、学校施設開放事業で時間の増等があり、シルバー人材センターに管理委託をしている委託費が大きく出ております。それから新宿文化センターで、受付案内等を人材派遣に委託をしました。こちらの3つによる増が、この3,700万程度になるということでございます。

○白井理事 その内訳は大体わかりますか。

○鯨井主幹 先ほど申し上げた文化センターの人材派遣委託が約1,000万でございます。それから学校施設開放で開放枠の拡大による増が約680万でございます。それから先ほどの経営コンサルタントのところは990万という、これは純増でございます。

○白井理事 文化センターの受付、これは人件費として1,000万ということですか。

○鯨井主幹 人材派遣でございますので、委託料で組んでございます。

○白井理事 わかりました。

- 新田理事 委託料の決定というのは誰が決めるのですか。完全に分析をして決めているのですか。
- 諏訪事務局次長 基本的には入札を行います。あと、例えばこのコンサルタントのようなものにつきましては、金額が単に安いだけでは困るので、プロポーザルのような形で業者を決定しています。
- 新田理事 安ければいいというものではないですからね。
- 諏訪事務局次長 はい。
- 白井理事 あと、シルバー人材センターへの600万円は、学校施設開放事業のどのような業務を委託しているのでしょうか。
- 諏訪事務局次長 学校施設開放事業というのは、学校が終わった夜間や、土曜、日曜日に学校を開放する事業でございますので、その間の学校の管理ということで、例えば鍵の開け閉めですとか、安全管理をしていただくということで、シルバー人材センターから各学校に人を配置していただいています。
- 新田理事 基本的に委託するものと、自分でやるものの仕分けというのは、どこが違うのですか。どういうものが委託で、どういうものが自分でやるといった基本的な概念はあるのですか。
- 諏訪事務局次長 基本的には指定管理者として直接できるものや、私どもの職員の範囲内でできるものは、自分たちでやっているところがございます。事業自体、例えば学校施設開放のように、各40カ所の学校等会場が外にあるものや、特別なノウハウが必要で私どもの職員ではできかねる、例えば新聞を作成し印刷をするなど、そういったものについては専門の業者に委託をする形になっております。
- 永木理事長 例えば学校開放事業などの場合は、夜間、土曜日、日曜日、祝日に実施しています。その場合は一定の時間をAさんとかBさんとかということではなく、何人派遣していただきたいことをする。そういった人材の確保、アルバイトなどでもいいのしょうけれども、そういう確保をしていますので、財団が固有の職員を派遣するというのでは、とても経費もかかりますし、難しい。そうしたものは、シルバー人材センターのような新宿区民が登録している、そういう人たちをお願いをしています。
- シルバー人材センターは人数的に一定の人材を確保していますから。学校にはそちらのほうである程度訓練をして派遣をしていただいているという、そんな役割分担をしています。今のうちの職員を採用して行うということでは、効率的でも効果的でもないというようなことで、区民の方々にそういうお力添えをいただいている。また、説明がありましたように、専門のコンサルタントをお願いしたほうが良いものについては、そういうところに委託をしている。大きく分けてそういう形だと思います。
- 他にいかがでしょうか。
- 酒井理事 ちょっと細かいことですが、割と成績がよかったという、6-3の観光案内機能の充実、112ページについて、人件費が何でこんなにかかっているのかというのがよくわからないのです。約半人工分がかかっている、かつ、事業費に比して人件費がやたら高いのではないのでしょうか。一度設置を依頼したところに案内パンフレットを配布するという事業ですよ。

○鯨井主幹 人工配分は、この事業単体で見るとはなくて、観光課という組織の全体の人件費配分の中で決めております。

人件費は確かに予算額で351万4,000円、決算額は、ほぼ同額でございますけれども、これは契約職員、ほぼ一人分の人件費に相当いたします。仕事の中身としては、観光案内機能の充実という点でいいますと、案内拠点所は、全部はこちらに書いていないのですが、トータルで相当数ございます。相当数ある観光案内の拠点に、観光課で作っている観光ガイドですとか、地区別のマップですとか、そういったものを適宜補充しなければいけない。外回りの仕事はかなり多くございます。そういった結果、一人分の契約職員の人工がここに割り当てられる内容でございます。

○新田理事 それがさっき言った委託するところと自分でやるところの差はどこですかと聞いたことで、これは委託できないのかということなのです。逆に言うと今いろいろなところでこの問題が出ている。図書館なども今一番大きい問題になっていますよね。指定管理者制度というのは。

○鯨井主幹 新田理事のご意見のとおり、なるべく人件費、コストを削減して、委託ということが可能であれば、そのほうが良い。そういった意味では、こういった冊子類の保管や配布するというのは、まさしく簡単な作業でございますので、実は25年度から委託費を組んで、そういった工夫もさせていただいております。ただ、この事業に関しては、なるべく多く、発行しているマップ類を表に見るように配置してもらいたい。いろいろな配布物がありますから、それを優先的に前に置いてもらうためには、拠点所の方と我々財団職員のコミュニケーションを、しっかりとっている必要があるということで、適宜、丁寧に拠点を回っているということもございまして、ある程度の人工は必要と考えます。

○新田理事 だからこれはもう自信持って、我々のやることだと、委託に向きませんと、そう言ってくればそれでいいのです。

○鯨井主幹 はい。工夫はさせていただいて。適正に人工は配分します。

○新田理事 お金はかかっても自分でやることだと。それならまあそれでしかたがない。

○永木理事長 よろしいですか。特にご意見がなければ、第3号議案につきまして、原案どおり決定するというご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。それでは、第3号議案については、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第4号、公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正についてを議題にいたします。事務局の説明をお願いいたします。

<資料に基づく説明省略>

○永木理事長 では、ご質疑がありましたらよろしくお申し上げます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第4号議案の組織規程の改正について、原案どおり決定するというご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 それでは、異議なしと認め、原案どおり決定をさせていただきました。

引き続きまして、議案第5号、平成25年度事業計画及び収支予算の補正についてを議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

<資料に基づく説明省略>

○永木理事長 ご質疑がありましたら、よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見がなければ、議案第5号につきまして、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。原案どおり、決定させていただきます。

続きまして、議案第6号の公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦についてを議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

<資料に基づく説明省略>

○永木理事長 ご質疑がありましたら、よろしくお願ひ申し上げます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。それでは、第6号議案について、原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第7号の公益財団法人新宿未来創造財団、平成24年度業績係数についてを議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

<資料に基づく説明省略>

○永木理事長 ご質疑がありましたら、よろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

○白井理事 この見方ですが、要するに1.135が業績係数で、評価としては算出表の左下の部分のAとSの間というふうの評価できる、と理解してよろしいのでしょうか。

○杉原常務理事(事務局長) 結構でございます。

○白井理事 それともう一つ、2ページの事業別事業係数対象項目一覧の見方ですが、この適用項目で丸のついているところのご説明をしていただけますか。

○諏訪事務局次長 前回の理事会のときに、何の事業が対象になるのか、例えば収益の対象にしてよいものかとか、そういうご質問がありました。業績係数の出し方自体につきましては、前回の理事会でもお答えしたように、今年度見直しを図っていきたいと考えておりますが、とりあえず24年度の業績係数を出すに当たりまして、それぞれの項目でどの事業を対象にしたかということが

わかるように、この次ページ以降に丸をつけさせていただきました。

なお、この1の経営効率というのは、経営効率というよりは単位費用を、1の行の2つ目の単位費用の縮減というふうに書いてありますが、この単位費用の縮減については、この1の経営効率のところ丸がついている事業を対象に係数を出したものでございます。

また、2の収益の拡大というものにつきましては、次ページの適用項目2の収益のところ丸がついている事業を対象として出した係数となっており、3の利用者数の増加につきましては、この利用者数というところに丸がついているものの、事業の利用者数を入れております。満足度につきましても、この4の満足度と、参加者利用者の満足度の向上のところにつきましては、この満足度に丸がついている事業を対象にしたという意味でございます。

○白井理事 わかりました。ありがとうございます。

○新田理事 我々企業ですと、やっぱり最終的に利益が前年より良かったか良くなかったかと評価されるのですけれども、その中で予定していたものに対して、この部分は駄目だったが、こっちは良かった、合わせてみたらよかったという論理がある。

決算のときに毎年聞いているのだけれど、事務局を担当しているあなた達は、今年は良かったのですか、どうなのですか。当事者としては、思ったようにいったのですか。それともあまり思ったようにいかなかったのですか。

○諏訪事務局次長 収益の拡大につきましては、評価としてCがついておりますように、良かったとは思っておりません。これは私どもの少し弱いところであると思っております。ただ、利用者満足度については、測り方などはいろいろございますが、それぞれの事業で工夫をし、例えば種目数を増やしたであるとか、そういうところは満足がいくものと思っております。また、利用者数の増加につきましては、東日本大震災以降、各指定管理制度で頑張り、震災前の人数に戻していると感じております。

○新田理事 あなたは満足したのですか。

○諏訪事務局次長 収益はもっと上げたいと思っております。

○新田理事 わかりました。

○永木理事長 ご質疑を終了させていただきたいと思いますが、第7号議案については、原案どおり決定するというご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。原案どおり決定させていただきました。
以上をもちまして、議事については終了させていただきました。

(以下、報告事項等は省略)